

釧路市観光ポスター制作業務委託
公募型プロポーザル要求水準書

1. 業務名

釧路市観光ポスター制作業務委託

2. 事業目的

本事業は、通年にわたり釧路市の魅力を広く発信し、認知度向上、観光客の誘致を推進することを目的とした観光ポスターの制作を目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

4. 業務場所

撮影場所は釧路市内を原則とする。

5. 企画提案上限額

352,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6. 業務概要

本業務は、釧路市観光ポスターの制作事業全般とする。

7. 委託内容

(1) ポスターデザイン

- ・テーマ、方向性については、自然・食・文化などの釧路市オリジナルな要素を盛り込むこと。また、釧路に行くと、こういう体験ができるということをイメージできるデザインとすること。
- ・釧路を象徴するキャッチコピーを盛り込むこと

(2) 成果品の規格

ア ポスター規格および印刷部数

- ・サイズ B1判
- ・用紙の種類 コート紙135kg
- ・刷色 片面4色フルカラー
- ・部数 1,000枚

イ ポスターのデータ

以下のデータを記録メディア等で提出すること。

- ・ J P E G データ
- ・ P D F データ
- ・ A I データ又は編集可能なデータ
- ・ ポスター製作に用いた画像データ

8. 成果品の納品

令和4年3月25日までに成果品を納品し、本市の検査を受けること。

9. 成果品納入場所

釧路市産業振興部観光振興室

10. 留意事項

- (1) 受託者は随時、業務の進捗状況について本市に報告することとし、ポスター制作を進める際には都度、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。
- (2) 本事業に係る成果品の著作権(撮影した画像、記事など全ての使用权を含む、本市による自由な加工・二次使用ができることを要件とする)は、成果品が引き渡された時点で本市に帰属するものとする。
- (3) 本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、5年間本ポスターに係るマスターデータを無償で保管するものとする。この場合、本市の承認を得ずにマスターデータを転用または第三者に使用させてはならない。
- (6) 業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。
- (7) (6)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。